

Title	「アジア的生産様式」について：マルクス草稿 資本制生産は先行する諸形態を中心として
Sub Title	
Author	松尾, 謙介
Publisher	慶應義塾経済学会
Publication year	1948
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.41, No.8 (1948. 8) ,p.484(56)- 492(64)
JaLC DOI	10.14991/001.19480801-0056
Abstract	
Notes	書評
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19480801-0056

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

「アジア的生産様式」について

——マルクス草稿「資本制生産は先行する諸形態」を中心として——

松尾謙介

「資本制生産に先行する諸形態」(以下「草稿」と略稱)自體の詳細な解説及び「アジア的生産様式」論争については、夫々、岡本三郎、飯田貫一氏「新たに發表されたマルクスの草稿について」(歴史學研究第一二九號)、渡部義通氏「日本古代社會の世界的系列」(「日本古代社會」II 讀書組合叢書)について参照せられ度い。茲に於ては専ら、アジア的土地所有形態の成立過程に關聯した部分が検討されるに止まる。

なほ「草稿」は、飯田貫一氏の翻譯になり、「歴史學研究」第一二九號に發表されたものである。

「草稿」自體の分析に立入るに先立ち、以下の事を頭に入れておく必要がある。

「大づかみには、アジア的、古代的、封建的及び近世ブルジョアの生産諸方法が、經濟的社會構成の前進的諸紀元として區別される」(「經濟學批判」序文)と云う敘述と、「商品として流

通内に入る生産物が如何なる生産方法の基礎の上に生産されるにしろ、即ちそれが原始的共同體の基礎の上に生産されると、奴隸制生産、小農的及び小ブルジョアの生産、又は資本制生産の基礎の上に生産されるとを問はず、生産物の商品たる性質には些かの變化もない」(「資本論」第三卷上二八四頁改訂版)と云ふ敘述とを比較する事により、アジア的生產方法にあつては、生産は「原始的共同體の基礎上に」於てなされたことを知り得るし、又「奴隸制、農奴制、及び原始的共同體についていふ限り」貢賦制等、此等諸關係の下に於て、生産物の所有者たり従へて販賣者たりしものは、奴隸所有者であり、封建的領主であり、貢賦を受けるところの國家であつた」(「資本論」第三卷上二八四—五頁)事とよりして、アジア的生產様式に於ける生産物の所有者たり販賣者たりし者は、貢賦をうける國家であつた事を知り得るのである。そして貢賦制の内容については「土地所有者たると同時に主權者として直接農民に對立するものが、

若し私的の地主ではなく、アジアに見るが如く國家であるとするれば、その場合には、地代と租税とが「一に歸する」(「資本論」第三卷下三三〇頁)と云ふ事からして、地代と租税の同一未分化であることが知られよう。この場合「隷從關係は政治上にも經濟上にも、この國家への一切の臣屬關係に共通せるところよりも階級的な何等の形態を採るも及ばぬ」(同上)更に、原始的共同體、「例へばインドに於ける、かの嬌小な太古的の共同體は、土地の共有と、農業及び手工業の直接的結合と、——固定的分業とに、基礎を置いてゐた」(「資本論」第一卷第一分册三三八頁)そして各成員は、「一の獨立した生産者として、その農業及びそれに伴ふところの農村家庭的工業を經營する、この獨立性は、此等の小農民が、インドなどに見る如く、相互の間に多かれ少なかれ原生的な生産共同體を形成するという事實に依つては止揚されるものではない。——彼等をして名目上の地主のため餘剩労働をなさしめるには、如何なる形態のものにする經濟外の強制を以てするはかはない」(「資本論」第三卷下三三〇頁)「それ故、この場合には、人格的の隷從關係が、程度如何を問はず人格的の非自由が(茲に謂ふ非自由とは、上は階級労働を伴ふ農奴制から、下は單なる貢賦義務に至る迄を包含し得る)——引用者農民を附屬物として土地に緊縛するところが、即ち嚴密な意味での隷農制度が必要である」(同上)

「アジア的生產様式」について

以上の事を念頭に置きながら、「草稿」を考察して行かう。

第一、生産が農工の結合に基礎を置く集團の枠内に於て行はれた事は、「巨大な諸都市は、こゝでは、諸侯の宿營地として、特殊な意味における經濟機構上のコブとして、のみ考察される」(「草稿」八頁)と云ふ事からして、容易に察し得られる。

第二、剩餘生産物の行方についても、「餘剩生産物——は、——この最高の統一體に歸屬すること、これは自明のことである」(「草稿」三頁)と云ふことからして、吾々の既に有する知識の何等矛盾するものではない。國家の代りに最高の統一體となつたにすぎぬ。

第三、「この餘剩労働は、貢物、等々の形態において、また統一體——半ば現實の專制君主(デスポット)半ば假想上の種族的本能——神の讃仰のために奉仕するところの、集團的な労働の諸形態において、あらわれるのである」(「草稿」三頁)貢賦制に外ならない事が知られよう。

第四、共同體内部については、次の通りである。「諸々の小共同體……内部では、個々の人間は、彼のために割當てられた分有地において、その家族とともに、獨立して働く。……あるいは、統一體は、労働過程そのものにおける共同性に對しても、自己の活動範圍を擴大し得る」(「草稿」三—四頁)

以上の諸點に於て、「草稿」は大體「資本論」と一致する。そこで問題は、共同體の成員と國家との關係である。直接的生

産者と生産手段＝土地所有者との關係が、兩者に於て著しく異なる。即ち、「草稿」に於ては、「共同體の統一體がそのうちに人格化されているところのもの、財産、奴隷である」(「草稿」一七頁)とされてゐるにも拘らず、「資本論」に於ては、既に見た如く、臣從關係に共通せるところよりも苛酷な何等の形態を探るに及ばぬ、とか、單なる貢賦、義務、とか、或は又名目上の地主に對する獨立、とか云はれてゐるにすぎない。而も明かに「奴隷經濟……と違ふ」(「資本論」第三卷下三三〇頁)ことが斷言されてゐるのである。

茲に於て吾々は、「草稿」に於ける共同體成員の性格がより詳細に分析されねばならぬと云ふ事に氣附くのである。

吾々は、その爲の手段として先づ、結合的統一體が如何にして成立するに至つたかを検討しなければならぬ。蓋し、「草稿」に於いては、既に成立した所のアジア的土地所有形態についての説明がなされてゐるに止まり、それが如何にして成立したかに關しては何ら觸れるところがないからである。

「孤立的な共同體——「たがひに隣り合ひながらも獨立して……實際もなく生きてゆく」「植物的な存在」である群小共同體の並存が、なぜどうしてそれらを「統一體」(或はその人格化である專制君主)の下に結合させるに至るのか」として問題を提起された渡邊氏は(渡部氏前掲書五二頁)先づ「社會的職業

前のものであるとするならば、かゝる自然發生的農工未分化は古代的形態の場合によつても亦、集團の存在を保證するものであらねばならなかつたであらう。しかもそれが、一方では未分化のまゝで停滞し、他方では土地所有農業が支配的であると云う段階にまで發展して行つたと云ふ所に、追求が進められるべきであらう。更に又、結合後のものであるとするならば、吾々の結合の過程に於ける征服の意義を検討してゐるのであるから、殊更取上げて云々するまでもないわけである。かくして、渡部氏の斷定も不充分であり、之に對する岡本氏の反はくに至つては更に徹底性を缺くものとされねばならない。渡部氏は續けてかく云はれる——このばあい、最高の統一體(國家)あるいは專制君主と被證明集團との關係は、「一の奴隷制的關係に他ならない」(前掲書五五頁)「征服」と「戦争」を混同された岡本氏の「疑問」(岡本氏前掲論文「思想」三二〇頁)は元より無視し得るとするも、吾々はなほ渡部氏の所説に對して疑問を抱かざるを得ないのである。「所與の集團が、自己のものとしての生産の諸條件——(われわれが、すぐに定住的諸民族に移つて語るならば)土地——に關係するとき、出會すこともある唯一の障害なるものは、他の集團である。そしてまた、この集團も自己の非有機的團體としてのこれらの諸條件を、すでに所持しているのである。それ故に戦争がある」『もし、土地とともに、土地の有機的所屬物としての人間そのものをも、征

「アジア的生産様式」について

(例へば人工灌溉など)が群小共同體を「最高の統一體」に組成しあるいは專制主義を實現させた唯一のまた最大の要因であるかに説く諸見解」に對し、之を「アジア學派」として斥けられる。(同上五三頁)。そして氏自身の見解として、「アジア的所形態を專制主義の成立の條件となつたものは、一種族による他種族の征服である」と主張される(同上五五頁)。その主張の論據として「草稿」からなされた引用が極めてプリミティブな誤謬を犯してゐることは、岡本氏の指摘(「アジア的生産様式」について)「思想」一九四八年五月號)をまつまでもなく明かであるが、それと同時に、征服を條件として指摘する主張そのものが批判すべきであらう。尤も、岡本氏の如く、「集團……の存在の保證するところの工業および農業の統一のうちにおいては、征服は、土地所有農業がもつばら支配的などところにおけるほど、それほど必要な諸條件ではない」と云ふ「草稿」からの引用によつて征服の意義を輕視しようとするところへ論法は、此の場合誤りであるとせられねばならない。何故なら、吾々は、工業および農業が統一されてゐる場合と、土地所有農業がもつばら支配的な場合との差異の形成を、征服と云う契機に關聯して考へてゐるのであるから、従つて茲に於ては、集團が統一體によつて結合される以前のものであるか否かが、換言すれば、工業及び農業の統一は自然發生的のものか否かが検討されねばならないのである。そして若しそれが、結合される以

服することがあれば、それは、生産諸條件のうちの一つである人間を、征服することになるのである。このようにして、奴隷制および農奴的隷屬關係が発生し……」(「草稿」一五頁)正しく奴隷制が発生したのである。だが結論を急いではいけぬ。それだけではまだ結合的統一體は成立しないのである。問題はむしろ、それに續く章句——「やがてすべての諸集團の原始的諸形態を變化し、腐敗せしめ、それ自體が後者(諸集團——譯者)の基礎となる」(同上)「それらは、不可避的に、その(種族制度——譯者)あらゆる諸形態を變化する。それらは、アジア的形態のもとにおいては、最小限にしか、それをなし得ない」(「草稿」一七頁)と云ふ所に存する。

何政か？マルクスは二つの理由を擧げてゐる。一つは征服がこれほど必要な諸條件でない事を、他は、たとへ征服が行はれたとするも、それは關係の本質を破壊するものではない事を證するものであつた。乍然それが、農工の結合を前提し、既に財産・奴隷である既成形態を前提とする限りに於て、問題は解決へ向つて一歩前進するものではない。茲に於て渡部氏は、「統一體の結合體の成立は、その兩者・特に被征服集團がなほ基本的に土地の共同體的所々に立脚し、共同體的關係を保ち續ける状態にあるという事情によつて條件づけられるのである」(前掲書五五―五六頁)と云はざるを得なかつた。だが問題は茲にこそ有するのではなからうか？何政保ち續けることが出来たのか？

そこにアジア的形態の特殊性が潜んでゐるのではなからうか？マルクスはかう云つた。種族のあるいは共同體的・所有は「小共同體の枠内における工業と農業との結合によつて發生したものである」(『草稿』三頁)と。乍然既に論じた通り、それが自然發生的な農工の結合未文化であるとするならば、あらゆる原始的集團も共通して見られる現象たるに止まり、特にアジア的形態の成立を條件づけるものであり得ないことは明かであらう。更にマルクスは云ふ——「アジア的形態は、不可避的に、最も頑強に最も永續的に維持される。これは……農業と工業とが一つに結合されてゐること、等々によるのである」(『草稿』十一頁)茲では明かに、永續的維持の前提の一つとして、それが述べられてゐるのである。それは、少くとも茲では既に自然發生的なものではあり得ない。然らば吾々は、渡部氏の結論を如何に理解すべきであらうか。その爲には、前にも少くも觸れた如く、各集團間に於ける征服行爲及び結合的統一體による各共同體への權力干渉、この兩者を峻別する事が第一に必要である。

* 征服行爲に對する刺戟が、アジア的形態及びギリシヤローマ的形態の場合に於て、その強度を異にしてゐる事が注意されねばならない。そしてそれは専ら地域の度狭に起用する。何故なら、ギリシヤ・ローマ的形態がアジア的形態に比して「より活動的な歴史的生活の所産、原始諸種族の運命の間に

彼らが蒙つた諸變化の所産である」(『草稿』四頁)とするも、より活動的な歴史的生活を開始するに先立ち、又諸變化を蒙る以前に於て、之等原始種族が所謂「自然的に形成された集團」(『草稿』三頁)であつたのは、いふまでもない事である。それが何故都市共同體を形成されるに至つたかと云へば、「それが好戰的組織の基礎」(『草稿』四頁)であつたからに外ならなかつたのであり、更に彼等をして好戰的組織をとりしめたのは、「共同體が所有者として存在するため」(同上)に、それが絶対に必要である程、それ程共同體相互間の土地争奪が烈しく行かれてゐた事、道にそへば其處に於ける土地が狭小であり不足を來たしてゐた事に外ならなかつたのである。

さて、先に引用した草稿の章句に於て、農工業の一致が共同體的所有の發生原因として述べられた以上、これは自然發生的のものとして解されねばならない。而してそれは——自然發生的なものと否とを問はず——生産力の低さ未發達を示す指標に外ならないのである。今「生産力が斯々であれば、生産關係も斯々でなければならぬ」(スターリン「辨證法的唯物論と歴史唯物論」唐島定吉氏譯二三八頁)とするならば、かゝる未發達は生産力に對應すべき生産關係とは如何なるものであるかが問はねばならない。而して、農業と工業との結合未分化と云ふ段

階に於ける生産力の自然發生的低度に對應すべき生産關係は、各共同體——それは云ふまでもなく、統一體によつて結合される以前の共同體である——内部に於て云はれる限り、原始共產制若しくは「發生しつつあり且つ偏發的」(エンゲルス「起源」岩波版二一五頁)である所の換言すれば、質的にも量的にも極めて未發達であるところの奴隸制生産關係である。

* 之等の共同體が未開の中段及至上段以下の段階に相當する事は、エンゲルス「起源」に於ける次の敘述に依つて知ら得る。

「下段のアジアの未開人には恐らく知られてゐなかつた園圃耕作は、脱くとも中段においては、田野耕作の先驅として現はれた」(二一三頁)「未開の中段の終り頃に初めて獲得された定住」(二二二頁)以下はそれが上段以下に位すべき事を示す。未開の上段——「手工業は農業から分れた」(二一五頁)「前段階においてはまだ發生してあり、且つ偶發的であつた奴隸制が、今や社會制度の本質的な構成部分となる」(二一五頁)

かくして、原始共產制若しくは「支配と隷屬とを容れる餘地を持たぬ」(エンゲルス「起源」二〇九頁)氏族制度が支配的である限り、戦争は敗北せる種族の破壊を以て終つたが、一方かかる戦争行爲を通じて、比較的強大な集團の出現及び集團内

「アジア的生産様式」について

部に於けるある程度の氏族制度の弛緩——こゝに於ては既に征服行爲が行はれ、共同體内部には未發達ではあるが奴隸制度が發生する——と云ふ現象が見られると共に、他方、未開の中段より上段へかけての當時の生産の發展段階に相應して必然的に構せられねばならなかつたところの、而も個々の小共同體の能力をはるかに越えたところの、社會的職能遂行の必要が生じたのであつた。それは防水・給水をも含めての灌漑組織を完成維持する事に外ならなかつた。極めて低度な文明状態にあつた小集團が、自由意志に基いてかゝる共同事業に参加すると云ふことは到底考へ得られぬところである。それは當然、「中央集權的政府の權力干渉」(マルクス「支那印度論」改造社版九二頁)にまたねばならなかつた。そして又、この中央集權的權力を擔當すべきものは、當然、之等集團中最強力なる集團である。かくして、生産力發展のこの段階に於ける灌漑施設の絕對的必要は、諸集團を一致聯合への客觀的可能性の下に置く。乍然之に實現性を與へる爲には、更に最強力なる集團による中央集權的權力干渉を必然ならしめたのであつた。最強力な集團が中央集權的權力として、自己確立をして行く過程に於て、戦争行爲の行はれた事は承認されるべきであるが、その動機に關しては注意を要する。即ちそれが決して單なる「侵略に對する復讐のための、又は狭くなつた領土の擴張のための……更に單なる掠奪のため」(エンゲルス「起源」二一六頁)の戦争ではな

かつた事、共同利益のための共同利益への参加を實現するため
に採られた強制的な権力干渉にすぎなかつた事が、注意されね
ばならないのである。かくして「河川流域における灌漑——こ
れなしには、そこでは農業は行われえない——の總括的企業家」
(エンゲルズ「反デューリング論」大月書店版六二頁)として
の集團は「社會的職務執行を基礎とし」(同上)つゝ、やがて
政治的支配をより強大なものへを確立して行き遂には「結合的
統一體」が成立するのである。茲に於て吾々再び「草稿」に
戻り、各共同體と結合的統一體との關係が如何に述べられて
るかを検討せねばならない。

先づ、原始的集團に於ける成員は、「所有者であり、占有者
である」(「草稿」二頁)即ち共同體の成員としての所有者であ
り、個人としてはあくまで占有者たるに止まる。この場合、勿
論共同體は所有者である。ところでこれが、結合體に統一され
る場合、結合體が唯一最高の所有者となり、集團は「世襲的な
占有者」(「草稿」三頁)となり、成員は「實際には、所有を割
奪されている」(同上)但し彼の所有は、彼の屬する共同體を
通じてデスポットが彼に「分與する」(同上)のであるが、と
にかく、個々の人間は、この財産形態のもとにおいては、決し
て所有者となることなく、ただ占有者たるにすぎない。だから
彼は、本質上、みずからが、共同體の統一がそのうちに人格化
されているところのものの財産奴隷である」(「草稿」十七頁)

團若しくは統一體の財産奴隷であることを意味しない。それは
逆に共同體的紐帶の強固さを示すに止まるものである。然るに
マルクスは、「種族制度に基礎づけられた所有のその後の發展
の諸段階」たる「奴隷制および農奴的隷屬關係は」「勞働諸條
を破壊することなく、また、關係の本質を變化せしめるもの
もない」(「草稿」二七頁)とさへ強調する。又マルクスは、「こ
の財産形態のもとでは決して所有者となることなくたゞ占有者
たるにすぎない」と云つた。それは換言すれば、集團的所有が
存するに止まると云ふ事である。而して集團的所有とは「共同
體への所屬關係によつて媒介された所有」(「草稿」十一頁)で
ある。とすれば、個人が、共同體的紐帶が強固である爲私的所
有者となり得ず占有者たるにすぎないと云ふことこそ、マルク
スをして「だから……財産奴隷である」と云はしめたものではな
かつたらうか？然るに一方、「奴隷制」とは種族制度の弛緩と
共に發生するものに外ならなかつた。かくて、この兩者が、全
然否定的な關係に置かるべき事は、極めて明かである。以上吾
々は各共同體の内部にあつて、各個人は、その獨立性を全く喪
失して集團の偶發性とさへなつてゐる事を知つた。然らばか
ゝる共同體は結合體に對して如何なる關係におかれるかについて
話を戻さう。「草稿」には先に引用した通り、「結合的統一體
が……最高の所有者、あるいは唯一の所有者としてあらわれ
る。このために、現實の諸共同體は、世襲的な占有者たるにす

と「草稿」には斷定されてある。乍然「決して所有者となること
なく、たゞ占有者たるにすぎない」と云う表現を、共同體の成
員としてではなく單なる個人としてさうであるを解するならば
——又これは當然正しいのであるが——だから……財産奴隷で
ある」と事う結論斷定は、個人的占有者が直ちに、共同體の統
一者の奴隷と等置されてゐることに外ならない。それは明白に
誤りである。何故なら、彼が自然的に形成された集團の成員と
して、「所有者であり、占有者である」と云はれた時、それは既
に見た通り所有を共同體的所有、占有を私的占有と規定して
たのであるから、彼も亦一面を強調すれば、單なる私的占有者
たるに止まり、従つて共同體の統一者の財産奴隷とならねばな
らぬであらう。それは、無階級社會なるものは存在不能といふ
結論に到らしめるであらう。「草稿」に於けるさうした考へ方
は次の章句に於てもうかがはれる——「個人が勞働諸條件に對
して(それらが勞働の成員たるためではなく、それが勞働の、
すなわち生産の前提たるために)自己の財産として關係するこ
の關係は、ある種族的組織の成員としての、あるいは、集團の
成員としての、個人の一定の實在を前提とする(彼自身ある程
度まで集團の財産である)」「草稿」一九頁傍點(引用者)如何
にも「集團——これが實體であり、諸々の個人はたゞ單にその
偶發性あるいは、その純自然的に組成された諸構成分子、たる
にすぎない」(「草稿」四頁)だがそれは、決して諸々の個人が集

ぎぬ」(「草稿」三頁)とされてゐるが、暫くすると、「東洋的
專制主義の諸條件、およびそのもとにおける所有の法制上の外
見的な排除といふ諸條件のうちにも、實際には、この種族的
あるいは共同體的所有が、その基礎として存在してゐるのであ
る」(同上)として、占有が「共同體的所有」となり、更に「ア
ジア的……形態においては、……現實の眞の所有者——こ
れは共同體である」(「草稿」九頁)として、「現實の眞の所有
者」と變化してゐるのである。共同體があくまで所有有として
存在せんと努めた處に好戰的組織としての都市共同體が形成さ
れた事實を考へるならば、所有と占有との此の様な混同には、
全く啞然たらざるを得ないではないか？「唯一の最高の所有者」
と「現實の眞の所有者」とは、即ち結合的統一體と共同體との
關係は一體如何に理解されるべきであらうか。茲で吾々は、さ
きに引用した「所有の法制上の外見的な排除」「實際には、こ
の種族的あるいは共同體的・所有」と云ふ表現を考へ直してみ
る事にしよう。その時、所有は、單に法制上の外見的な排除た
るに止まつてゐる事、そして實際には、共同體的所有が嚴存し
てゐる事が知られるであらう。即ち、結合的統一體にあくまで
名目上の所有者であり(唯一であらうと最高であらうとそれは
問題ではない)現實の眞の所有者は、依然共同體であつたわけ
なのである。勿論この場合、所有者としての存在を如何なる程
度まで維持し得るか「結合的統一體が種族的家族の唯一の首

長である。あるいは、結合的統一體なるものは諸家長相互間の紐帯である、ということのうちに、より強くあらわれ得る。これに相應して、この社會の形態は、その場合、あるいは、より專制的であり、あるいは、より民主的である。『草稿一四頁』乍然、結合的統一體が名目上の所有者であり、各共同體が事實上の所有者であると言ふ原則に於ては變りがない。

かくして、共同體の成員は、たとへ共同體に對する關係に於てその偶發性であり純自然的構成分子であるにせよ、結合的統一體に對する限り、『獨立性』を有する事が可能である。『斯かる諸條件の下に、彼等をして名目上の地主のため餘剩勞働をなさしめるためには、如何なる形態のものにして經濟外の強制を以てするよりほかはない』(『資本論』第三卷下三三〇頁)

この場合それが、貢納制である事は、吾々が最初に見た通りである。貢納制を通じて各共同體の餘剩價値の搾取が實現される。本來的には社會的職務遂行の爲の諸費用の支辨、殘餘は『經濟機構上のコブとして』(『草稿』八頁)の巨大な諸都市に於て浪費される。

* その用途につき、『草稿』三頁及び『資本論』第一卷第二分册五六頁参照。

生産力の停滯が之に相應すべきものとして農工未分化及びその維持を可能ならしめる、——『集團……の存在を保證する』と

ころの工業および農業の統一」保證する！勿論かくして維持される農工の未分化は、當然共同體をして自然經濟の段階に固定せしめるものであり、『此等の共同體に於ける生産を自身は……商品交換に依つて媒介される所の分業からは、獨立したものととなつてゐるのである。而してたゞ過剰の生産物のみが商品に轉化されたのであるが、それも一部分には、國家の手を通じて初めて行はれるといふ有様であつた』(『資本論』第一卷第一册三三八頁)

以上述べた如く、農業と工業との結合未分化の段階に於ける生産力と貢納制生産關係とをその内容とするアジア的生產様式は、奴隸制生産様式とも亦農奴制生産様式とも全く異なつた生産様式である事は極めて明白である。それは決して岡本氏の云はれる如く『種族的または民族的諸關係の維持のうゑに歴史的に發生した、アジアに特有な、未發達の奴隸制的な生産様式』(『岡本氏前掲論文三一九頁』)ではなかつたのである。

——廿三、六、廿六——

編輯後記

○レットテルというものがある。レットテルをみれば、たとえば鐵詰ならば、開けてみなくても、中味も、もしも信用がおけるものなら中味のよしあしまでも、はつきりとわかる。レットテルは商品の種類によつて、規格によつて、商品分類する合理的な規準となる。このようにして、レットテルは、資本制の商品生産の發達にもなつて、また大量生産の基礎のうゑに、ますますその偉力と特色を發揮するのである。だが、商品生産の未發達の段階にあつては、あるいけまた品質の均一大量生産の困難な商品の場合には、レットテルはかえつて購買者の判断をあやまらせることに役立つ場合がある。前の場合には、應々にして「粗製濫造」の大きすぎる外被として、また後の場合には、それぞれの特質やニュアンスを一色にぬりつぶしてしまふ卑俗化の窮屈な外被として。しかも、商品經濟の發達は一切のものを商品化する特質をもつ。このような關係において、とくに資本制生産方法のおくれで發達した國々において「外被」としてあたえられたレットテルは、それが一つの「權威」をもち、事物をその本質においてではなく、無反省に、そのレットテルによつて判断する傾向を助長するということになる。獨特の「レットテル文化」なるものがこのようにして發生し、成長する。

○ところで、レットテルのこのような規格性、卑俗な概括性の作用のもとに、學問上の「論争」がレットテルを張ることになり、レットテルによつて行なわれ、あるいけまたレットテルを張ることに終るとしたならば、どういふことになるであらうか。日本の學界において「學派」が形成されずに、レットテル的分類が横行することについて、とくにいま戒心されるべきでないか。

○本誌はこのような「レットテル文化」の卑俗性に對して、それを極力排除しようとするものである。(M)

昭和二十三年七月二十五日印刷 第四十一卷
昭和二十三年八月一日發行 第八號

本號定價 金三十拾圓
送料 四圓

編輯者 高村象平
發行所 東京市港區芝三田豐岡町八
印刷所 東京市港區芝三田豐岡町八

豫約購讀料 一年分 金四百圓(送料共)
半年分 金二百圓(送料共)

豫約購讀料は發賣所宛お拂込み下さい
誌代變更の場合は精算決濟致します
編輯に關する用件は發行所へ
營業に關する用件購讀申込は發賣所へ願ひます

發行所 東京市港區芝三田三丁目慶應義塾大學經濟學部研究會
慶應義塾經濟學會
東京市港區芝三田二ノ一
日本出版協會會員A二二〇二六

發賣所 慶應出版部
東京市港區芝三田二ノ一
日本出版協會會員A二二〇二九